

Ⅲ 様々な手続きについて

(1) 受託時の書類・事務手続きについて

【受託時に児童相談所から渡される書類】

- * 委託児童自立支援計画票・・・11頁参照。
- * 措置決定通知書～児童相談所長が知事に代わって里親委託を決定した旨の通知書です。
- * 母子健康手帳～妊娠中から出産時の様子、定期健康診断や予防接種等の記録が記された手帳です。
(保護者が母子健康手帳を保管していない場合もあり、お渡しできない場合もあります。)
- * 保険証・受診券～医療費は保護者の事情により、受診券による公費単独負担か保険証と受診券の併用負担のどちらかになり、里親の負担はありません。委託時は受診券と、保護者の保険証がある場合は、遠隔地被扶養者証をお渡しします。(保護者が無保険の場合は所持しません。)
- * 転出証明書～前住所地の役所が発行する証明書です。転入手続の際に必要になります。
- * 教科書配布済証明書・在学証明書～委託児童がすでに小・中学校に就学している場合は、転出校が発行したものをお渡しします。
- * 外国人登録証明書～委託児童が外国籍を有し、すでに登録をしている場合にお渡しします。
- * 身体障害者手帳・療育手帳～委託児童が身体的な障害や知的な障害を有し、すでに認定を受けている場合はお渡しします。

【受託時に児童相談所等に提出する物】

- * 口座振替申出書～養育にかかわる諸経費および里親手当の振込先を指定するものです。(様式集・・・37頁)

(2) 住民票等の移動について

① 転出届

- | | | |
|-------|---|--------------------|
| どんな時に | ～ | 委託児童が居住する区市町村が変わる時 |
| いつ | ～ | 変更時に |
| だれが | ～ | 親や親族または施設職員・児童福祉司 |
| どこで | ～ | 区・市町村等役所等住民登録窓口 |

② 転入届

- | | | |
|-------|---|------------------|
| どんな時に | ～ | 居住している区市町村以外から異動 |
| いつ | ～ | 転入後2週間以内 |

- | | | |
|---------------|---|-------------------|
| だれが | ～ | 里親 |
| どこで | ～ | 区・市町村等役所等住民登録窓口 |
| 必要書類 | ～ | 転出証明書 |
| ③ 転居届 | | |
| どんな時に | ～ | 居住している区市町村内の異動 |
| いつ | ～ | 転入後 2 週間以内 |
| だれが | ～ | 里親 |
| どこで | ～ | 区・市町村等役所等住民登録窓口 |
| ④ 世帯主変更届 | | |
| どんな時に | ～ | 世帯主の異動 |
| いつ | ～ | 変更後 2 週間以内 |
| だれが | ～ | 里親 |
| どこで | ～ | 区・市町村等役所等住民登録窓口 |
| ⑤ 外国人登録居住地変更届 | | |
| どんな時に | ～ | 該当する委託児童の居住地が変わる時 |
| いつ | ～ | 転居後 2 週間以内 |
| だれが | ～ | 里親又は児童福祉司 |
| どこで | ～ | 区・市町村等役所等住民登録窓口 |
| 必要書類 | ～ | 外国人登録証明書 |
| ⑥ 療育手帳等居住地変更届 | | |
| どんな時に | ～ | 該当する委託児童の居住地が変わる時 |
| いつ | ～ | 変更後 |
| だれが | ～ | 里親又は児童福祉司 |
| どこで | ～ | 区・市町村等役所等住民登録窓口 |
| 必要書類 | ～ | 身体障害者手帳・療育手帳 |

【住民票続柄欄の記載について】

委託児童の住民票続柄欄の記載については、「世帯主が里親の場合でも、『里子』ではなく、『縁故者』と記載する。(昭和52.3.8自治振第25号回答)となっています。縁故という言葉は「①血縁・姻戚などのえんつづき。つづきあい。②人と人とのかかわりあい。故あつての人のつながり。」(広辞苑・岩波書店)とあるように、関係性が濃い場合に用いられます。住民票記載の場合でも、おおむね六親等内の親族等に用いられています。

法的に何の関係もない家族以外の者が同じ家で生活する場合、「同居人」という言葉を使う場合があります。

また、転入手続きをはじめ、諸手続を行う時、自分の立場(里親であること)や子どもとの関係(児童相談所の委託した子どもであること)を明確に示すために、「措置決定通知書」(写しでよい)を窓口に持参することを勧めます。

(3) 小・中学校の転入学手続きについて

住民票の手続きをすると、役所より「学校指定通知書」が渡されます。この通知書と受託時に児童相談所から受け取った「教科書等配付済証明書」および「在学証明書」を持って、指定された学校の転入学手続きをします。

子どもが、学校も含め全く新しい生活環境に慣れるまでには、相応の時間と周りの協力が必要です。中でも、子どもに対する配慮点(名前の問題、子どもの抱える問題や課題等)についてもきちんと説明する必要があります。この場合、児童福祉司が学校訪問に同行する、あるいは事前に訪問してもらう等して、協力しながら対応していくことも一つの方法です。

(4) 保育所の利用について

平成11年に児童福祉法の一部が改正され、保育所への入所が「措置」から「契約」に変わりました。これを受け、それまで「二重措置」として、認められていなかった委託児童の保育所入所が可能になりました。「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱について」(平成11.8.30児家第50号及び第51号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)により、委託児童の保育所入所が認められているのは、次のとおりです。

- ① 委託児童が「里親の就労・妊娠・出産・疾病・障害・介護等の理由から保育に欠ける」状況になった時
- ② 既に就労している里親に委託する。

①、②ともに児童の最善の利益の観点からその里親に委託(継続)することが適切であると、児童相談所が判断した場合です。

里親が市町村の担当窓口に申込みに行くこととなりますが、このときに児童相談所発行の里親委託証明書等の提出を求められることがあります。

詳しくは、児童相談所の担当者に相談してください。

なお、里親であることでの優先的な入所はありませんが、保育料の徴収は免除されます。(ただし、延長保育料等は別)

(5) パスポートの申請手続きについて

申請者が未成年の場合、親権者または後見人の同意書が必要になりますが、外務省大臣官房領事移住部旅券課長通知(平成13.6.20領旅合第866号)により、法定代理人がいない里親委託児童のパスポートが申請できるようになりました。申請する際には、通常

のパスポート交付申請書類のほかに、以下の書類が必要になります。

- ① 「里親決定通知書」
- ② 「措置決定通知書」
- ③ 「事情説明書」(海外渡行の目的を記するもの。様式任意)

申請時は、児童相談所にご連絡ください。

また、短期間であっても、委託児童を海外に連れて行く場合は、必ず事前に、児童相談所にそのことを伝えておく必要があります。

(6) 携帯電話の新規契約について

未成年の新規契約の場合「本人の確認書類」「親権者の同意書」「親権者の確認書類」が必要になります(会社によって取り扱いが異なる場合もありますのでご確認ください)。

里親には親権代行権があり(児童福祉法第47条第2項)公的に委託されている子どもの保護者であることを「措置決定通知書」や「児童委託証明書」において証明し、契約することが可能です。

しかし、高額な使用料、危険なサイトへの誘引メール、チェーンメール、ブログ等でのトラブルなど、携帯電話にはさまざまな問題も起こります。携帯電話を持つ前に、子どもと使用上のルールを十分に話し合うことが不可欠です。

(7) 扶養控除申告手続きについて

委託児童は、所得税法上の扶養親族とされ、扶養控除の対象となります。扶養親族の判定は、その年の12月31日の現況に基づいて行われます。申告手続きは、住所地を管轄する税務署で行います。その時に、申告の事実を証明するものとして、「里親委託証明書」の提出が必要になりますので、申告の時期が近づいたら児童相談所の担当者に相談してください。

なお、扶養控除申告の手続きは、委託児童の本名で行い、続柄の標記は「里子」となります。

(8) 病院にかかるとき

健康保険が適用される医療は(初診料、薬代も含めて)一切里親の負担になりません。受診するときは、次の書類を病院の窓口に出してください。

- ① 受診券
- ② 遠隔地被保険者証(保護者が無保険の場合は、所持していない場合もあります。その場合は受診券だけ提示。)

病院によっては、この制度を知らない場合もありますので、各児童

相談所で作成している「医療機関の方へ」も添えて窓口に提示してください。

また、通院のために交通費がかかる場合は費用が支払われますので、手続きは事前に児童相談所にお問い合わせください。

付添看護を要する場合、また、1ヶ月以上の入院加療を要すると認められる場合や、治療見込額が総額50万円以上(社会保険の治療見込額を含む)の時には、速やかに児童相談所に連絡してください。

大きな病気や事故、入院が必要なときは必ず速やかに児童相談所に連絡してください。病院に整形外科、外科がないとか病状からみて柔道整復師の施術を受けることが適当と認められるときは、施術にかかった費用が支払われます。詳しくは児童相談所にお問い合わせください。

(9) 眼鏡が必要なとき

医師の診断により眼鏡が必要とされたときは費用が支払われます。(ただし、種類により限度額があります。詳しくは児童相談所にお問い合わせください。)

手続きは「請求書」、「眼鏡給付内訳給付書」(以上の2種類は児童相談所にあります。)のほか、「処方箋又は医師の証明書」、「領収書」を、児童相談所へ提出してください。

(10) インフルエンザの予防接種について

委託児童がインフルエンザ予防接種を受けるときは、医療費の援助が受けられます。

(事前に保護者に、同意を得ることが必要です。)

手続きは、「請求書」(用紙は児童相談所にあります。)&「領収書」を、児童相談所へ提出してください。

(関連通知)

平成9年1月30日付け児企第2号

厚生省児童家庭局企画課長通知

「児童福祉施設におけるインフルエンザ

様疾患の感染予防について」

(11) 幼稚園に新入園するとき

委託児童が幼稚園に入園することになり、通園に必要な費用(入園料、保育料)を里親が支払う場合、一定の減免措置が受けられます。

手続きは、「里親委託証明書」(児童相談所で発行しますのでご連絡ください。)を、幼稚園(公立幼稚園の場合は市町村担当窓口)へ提出し

てください。

(関連通知)

昭和48年7月31日付け文初第20号文部省初等中等局長通知
「養護施設等から通園している幼児の保育料等の減免について」

(12) 小・中学校に新入学するとき

委託児童が小学校、中学校に入学する場合、入学支度費が支給されます。

(金額については28頁のとおり)

手続きは、「入(進)学証明書」(毎年4月初旬に児童相談所から、該当する委託児童を養育している里親にお送りします。)に、学校長の証明をもらって児童相談所に提出してください。

(13) 教育費

小・中学校の児童に対し定額支給。

(金額については23頁のとおり)

手続きは、

小学1年、中学1年・・・「入(進)学証明書」

小・中学校の新入学児以外・・・「在学証明書」

(毎年4月上旬に児童相談所から、該当する委託児童を養育している里親にお送りします。)に学校長の証明をもらい、児童相談所に提出してください。

(14) 教材費

無償配付以外の教材等がある場合

例えば ワークブック、副教材、ジャージ、笛、正課のクラブ活動の用具、スキー、スケート等

手続きは、「教科書等使用証明書」(用紙は児童相談所にあります。)に学校長の証明をもらい、スキー・スケートの場合は領収書を添付して児童相談所に提出してください。

(なお、スキー・スケートの場合、学年により限度額があります。)

(15) 夏季等特別行事費

小・中学校の生徒で、林間学校、社会見学、スキー学習等の行事に参加した場合

(金額については別紙のとおり)

手続きは、「夏季等特別行事参加証明書」(様式集)に、行事終了後学校長の証明をもらってください。

(16) 通学交通費

① 公共交通機関を利用する場合

小・中学校の通学公共交通機関を利用することが必要な場合
手続きは

「料金証明書」(通学定期券の写し等)を添付し、児童相談所に提出してください。

② 自転車を購入する場合

委託児童が小・中学校の通学に際して、その地域の殆ど全ての児童が自転車を利用している場合、または定期乗車券の実費より自転車による通学が経済的である場合は購入に必要な実費が支払われます。

(ヘルメットが義務づけられている場合はヘルメット代も)

手続きは、「学校長が作成する証明書」(様式不特定)に学校長の証明をもらい、「領収書」を添付し、児童相談所に提出してください。

(17) 学校給食

小、中学校で学校給食の徴収をする場合

手続きは

「学校給食実施証明書」(様式集)に学校長の証明をもらい児童相談所に提出してください。

(18) 見学旅行費

学校の見学旅行に参加した場合、費用が支払われます。ただし、各種学校や高等技術専門学院の場合は対象になりません。

(小・中・高等学校によってそれぞれ限度額があります。)

手続きは

「見学旅行参加証明書」(様式集)に、見学旅行終了後、学校長の証明をもらい児童相談所に提出してください。

(19) 特別育成費

高等学校に在籍している場合は、定額支給されます。

(公立・私立高校で額が違います。)

*入学時には一時金も支払われます。

手続きは、「在学証明書」(様式集)に学校長の証明をもらい、児童相談所に提出してください。

(20) 就職するとき

委託児童が中学或いは高等学校を卒業し、就職する際に、寝具や衣類等を購入した場合、一定額の費用が支払われます。

手続きは

「雇用証明書」(児童相談所に用紙があります。)に、雇用主に証明してもらい、「領収書」を添付して児童相談所に提出してください。

*また、上記就職支度費用の支払い対象児童のうち、次の要件のいずれかに該当するものについて、費用の加算支給があります。

(支給額については 33 頁のとおり)

① 保護者がいない(死亡あるいは行方不明)児童

② 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切ではなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童

ただし、公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付をいう)の受給者である場合は対象となりません。

加算支給の対象と考えられる場合は、児童相談所にご相談ください。